平成２５年（フ）第８７９４号
東京都練馬区中村３丁目４―11―105
債務者　栗田　　東
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７９７号
東京都立川市一番町４丁目66―７―708
債務者　四元　弘隆
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７９８号
東京都世田谷区北沢３丁目５―23―105
債務者　小川　　肇
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８７９９号
東京都世田谷区北沢３丁目５―23―105
債務者　小川久美子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８０３号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目27―９
ヴィラ川村２　Ａ―２
債務者　萩野　猛夫
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８０４号
東京都杉並区高円寺南５丁目10―13―107
債務者　青柳　　聡
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８０５号
東京都新宿区上落合２丁目22―12―708
債務者　松島　吉輝
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８０６号
東京都八王子市明神町３丁目１－２―102
債務者　佐藤　秀信
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８１１号
東京都葛飾区立石７丁目１―13―303
債務者　山下　正史
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２３号
東京都多摩市和田1261―15―101
債務者　赤松　和幸
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２４号
東京都三鷹市上連雀９丁目30―１―306
債務者　大谷　妙子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４４８号
神奈川県藤沢市大鋸３丁目３番27―204号
債務者　秋保しよう子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第３８５号
北海道瀬棚郡今金町字田代457番地の34
破産者　有限会社幹栄運輸
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６１４号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目83番地　五反田ハイツ305号
破産者　日野富美雄
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２号
福岡市博多区大博町13番23―701号
破産者　伊藤　美和
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６号
奈良県五條市本町３－４―35　森本ハイツ１―Ａ、住民票上の住所和歌山県橋本市高野口町大野496番地の２
破産者　川崎　次郎
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部